

九頭竜川流域懇談会 公開方針

流域懇談会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、懇談会で定める。

(1) 傍聴対象者

- ・傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(2) 会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、福井河川国道事務所および福井県等のホームページに掲載することにより行う。

(3) 会議資料等の公開

- ・会議資料については公開を原則とする。
- ・会議資料および議事録(議事骨子・議事詳録)は、近畿地方整備局、福井県及びこれらの関係機関において供覧・貸出を行うほか、ホームページに掲載する。会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。
- ・会議資料において、公表することが不適切と懇談会が判断した資料(例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料)については公表しない。
- ・議事録の公表にあたっては、プライバシー保護に配慮する。

(4) 記者会見

- ・懇談会終了後の記者会見は行わない。(ただし、座長が必要と認めるときはこの限りでない。)
- ・記者会見を行う場合は、一般傍聴者も参加できる。

(5) その他

- ・一般傍聴者の審議中における発言は、これを認めない。
- ・なお、審議終了後の発言機会の取扱いについては、座長の判断による。